

(様式1)

| 契約締結済み内容 | | | |
|----------|---------------|---|--------------------|
| 見積合せ番号 | 志太広域 (藤) 第10号 | 種別 | 工事 |
| 工事内容 | 建設工事名 | 令和3年度 助宗・藤守最終処分場水処理施設定期整備工事 | |
| | 建設工事場所 | 助宗最終処分 静岡県藤枝市助宗地内 藤守最終処分 静岡県焼津市藤守地内 | |
| | 概要 | 助宗:原水中和槽硫酸ポンプ取替、曝気ブロワ修繕、曝気槽歩廊取替修繕 藤守:調整槽ブロワ整備、曝気槽用ブロワ整備、集水ピットA区・あ区移送配管取替修繕 | |
| | 業種 | 機械器具設置 | |
| | 発注課 | 施設課 | |
| | 着手日 | 令和3年10月27日(水) | 完了予定日 |
| 契約関係事項 | 契約先名称 | 株式会社 城南メンテナンス | |
| | 契約先住所 | 静岡県藤枝市築地323番地 | |
| | 契約金額 | 9,841,700円 (助宗:4,781,150円・藤守:5,060,550円) | |
| | 随意契約の相手方選定理由 | 当該設備は、環境省の定める環境基準に基づき、日々発生する最終処分場浸出汚水を速やかに処理しなければならない。 このため、汚水処理を停止することなく継続的に運転管理を実施している。 本工事は、浸出汚水処理設備運転期間中に短期間に的確な工事施工を必要とすることから施設の運転状況や構造を十分理解した業者が工事施工を行わなければならない。 このことから、日々の浸出汚水処理設備運転管理と並行して責任施工の工事ができる業者を指名した。 適用法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による | |
| 変更契約関係事項 | 変更後金額 | 9,166,300円 | 変更契約日 令和4年2月28日(月) |
| | 変更理由 | 当初設計の曝気ブロワNo1・2風変可変型仕様変更修繕において、世界的な半導体需要の急増や樹脂原料の供給不足などの複合的要因により、設備に使用しているインバーターが工期内に納入不可となったため、減工したものです。 | |
| | 変更後完了予定日 | 令和4年3月23日(水) | |